

2021年2月15日

福井県知事 杉本 達治 様

《オール福井反原発連絡会》
原子力発電に反対する福井県民会議
福井から原発を止める裁判の会
サヨナラ原発福井ネットワーク
原発住民運動福井・嶺南センター
原発問題住民運動福井県連絡会
事務局 林 広員 (090-8263-6104)

老朽原発の再稼働について、慎重に判断されるよう求める申し入れ

福井県政へのご尽力に対して敬意を表します。

貴殿はこれまで、老朽原発（運転開始から40年を超えた原発）である関西電力の美浜3号機、高浜1、2号機の再稼働の同意判断については、2020年内に使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を関電が提示することが「前提」との認識を示していました。

ところが、12日、梶山弘志経産相、資源エネルギー庁の保坂伸長官、関電の森本孝社長との面談で、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地提示について、「2023年末までに確定させる」との関電の提案を受け入れ、面談後記者団に「県議会に再稼働に向けた議論を促したい」と述べたといいます。計画地点と提示された「むつ市の中間貯蔵施設」は地元合意が、得られていません。2023年末まで先延ばししの提案を一定評価という判断にいたった説明責任が問われるのではないのでしょうか。

最近の世論調査でも、「老朽原発は廃炉すべき」が5割を超えており、老朽原発を動かすことについては、多くの県民が不安に思っています。さらに、12月4日の大阪地裁の判決について、9日に行われた「原子力発電所の審査に関する説明会」でも県民から懸念、不安の声が多く上がりました。

つきましては、老朽原発を動かすことについては慎重に判断されるよう下記のとおり要請します。

<申し入れ項目>

- 1、 9日の説明会は、福井市で平日の夜間に開催されたこともあり、原発立地の嶺南地域の県民は参加しにくい状況でした。そのため、嶺南の多くの

県民が参加できるよう、嶺南地域で休日の昼間開催すること。また、国からの説明だけでなく、もう一方の当事者である原告・学者からの説明を聞いて慎重に判断することを求めます。

- 2、 大阪地裁判決が示した規制委員会の判断の「過誤・欠落」は、大飯 3、4 号機にとどまらず、若狭のすべての原発に及びます。原発の耐震性の見直しが必要であり、その再評価に基づく対策・措置が終わるまで、老朽原発の稼働は認められないと思います。司法判断を尊重し、慎重に判断するよう求めます。
- 3、 原発の運転は、法律で原則 40 年と決められています。それは、1991 年の美浜 2 号機の伝熱管破断事故、2004 年の美浜 3 号機の 2 次系配管破裂事故、2011 年の福島第 1 原発の事故の教訓として、次のような問題があるからです。①激しい圧力の変化と振動で、金属疲労をおこす。②温度が繰り返し激しく変化し、熱疲労をおこす。③高温の冷却水や蒸気に浸食され、腐食による損傷がおきる。④放射線（中性子）を受け続け、鋼鉄（原子炉容器）が脆（もろ）くなるなどです。県の「原子力安全専門委員会」の議論で、専門家の委員は、国や規制委の説明に対し、『「計算した結果、安全と確認した』、と言われたらそれ以上質問できない』と発言し、専門家でありながら元データを取りよせて確認すらしない杜撰な審議が行われています。専門委に慎重に判断するよう求めて下さい。
- 4、 老朽原発が動いた場合、実効性ある避難計画がなければ県民の安全は守れません。昨年、コロナ禍の避難訓練で、避難所の面積、バスの台数や要員などが感染症対策によって 2 倍以上、必要になることが分かりました。また、他の市町の避難先を使うことも検討されているといます。よって、実効性ある避難計画と避難訓練行われ、安全に避難できることが確認されるまで、原発の再稼働は慎重に判断されることを求めます。
- 5、 関電が支払った原発関連工事費の中から、3.2 億円もの金品が関電幹部に環流していたことが明らかになりました。関電は役員人事を刷新したといますが、大阪地検の捜査は始まったばかりで、不祥事の真相は明らかにされていません。しかも、不祥事発覚後も原発の運転を継続し、危険な老朽原発を動かそうとしています。関電幹部には、企業倫理や法令を遵守する姿勢がないことは明らかであり、老朽原発の再稼働については、真相が究明されるまで慎重に判断するよう求めます。

以上